

パラアートえひめPR事業委託業務 企画提案公募（プロポーザル）審査基準

審査項目		配点
<b>1</b>	<b>業務目的・内容等の理解度</b>	<b>20点</b>
①	県内のパラアーティスト及びパラアーティストを目指す障がい者の芸術文化活動への意欲を喚起するような内容となっているか	10点
②	障がいの有無に関わらず、広く一般県民の参加を促すような内容となっているか	10点
<b>2</b>	<b>企画提案内容の優良性</b>	<b>65点</b>
①	まちなかアートギャラリー推進事業、パラアート魅力発信事業について、共生社会実現の一助となるよう努め、具体的かつ効果的な内容の提案がなされているか	20点
②	効果的な広報・情報発信ができる提案となっているか	15点
③	まちなかアートギャラリー推進事業、パラアート魅力発信事業について、新規性や独自性のあるアイデアが盛り込まれているか	10点
④	まちなかアートギャラリー推進事業について、県内の飲食店等に効果的に作品を展示できる内容となっているか	5点
⑤	パラアート魅力発信事業について、多くの来場者を集客し、長時間滞在できる内容となっているか	5点
⑥	まちなかアートギャラリー推進事業、パラアート魅力発信事業について、令和10年度障害者芸術・文化祭に向けて機運醸成を図る工夫がなされているか	5点
⑦	参加者等への合理的配慮がなされているか	5点
<b>3</b>	<b>実施体制の適格性</b>	<b>15点</b>
①	事業実施スケジュールが具体的に記載され、適切に事業が実施できる内容となっているか	5点
②	業務実施体制図が具体的に記載され、適切に事業が実施できる体制が構築されているか	5点
③	積算の説明がなされているとともに、費用対効果を考慮した適切な経費配分とされているか	5点
<b>合 計</b>		<b>100点</b>